

平成 22 年 1 月 21 日
社団法人 投資信託協会

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正について

1. 改正の目的

東京証券取引所等の国内取引所において行われた制度改正への対応及び会社法等への平仄を合せることを目的として、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等について所要の整備を行うこととする。

2. 主な改正の内容

(1) 株式併合を行った株式の評価規定を新設（規則第 9 条第 2 項、細則第 2 条）

東京証券取引所等の国内取引所において、株式併合を行った株式について、実施していた期間売買停止措置が廃止されたことに伴い、併合後株式の売買開始日に最終相場がない場合の評価規定を新設する。

(2) その他制度変更に伴う整備（規則第 9 条、第 10 条、細則第 2 条）

配当差額が生じる場合の評価規定の整備

資本減少を行った株式の効力発生日に最終相場がない場合の評価規定の削除

株式分割による発行日決済取引を行った株式の評価規定の整備 等

3. 実施日

この改正は、平成 22 年 1 月 21 日より実施する。